

令和7年第34回

美幌町農業委員会総会議事録

令和8年1月26日 1日間 第全号

美幌町農業委員会

1. 開催日時 令和8年1月26日（月） 午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。（15人）

1番	中川 誓子	君	農地部会長	3番	梅津 幸一	君	
4番	佃 徹	君		5番	佐藤 章平	君	
7番	中村 寿恵子	君		8番	鳥井 隆	君	
9番	小泉 豊和	君	農地副部会長	10番	武田 透	君	
11番	田村 秀司	君		14番	鎌仲 照幸	君	
振興副部会長	16番	山岸 洋文	君	17番	酒井 祐二	君	
振興部会長	18番	小林 寿美	君	職務代理	19番	日並 洋	君
会長	20番	千葉 正美	君				

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。（3人）

事務局長	佐久間 大樹	君	主査	山内 慶治	君
主事補	河岸 美咲	君	臨時筆生	寺田 裕子	君

議 事 日 程

令和8年第34回 美幌町農業委員会総会
令和8年1月26日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 66 号	第10回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 6	議案第 129 号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第 130 号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
日 程 第 8	議案第 131 号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第 132 号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 10	議案第 133 号	現況証明願について
日 程 第 11	協議第 20 号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会長	ご苦労様です。
局長	本日の出席委員は15名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和8年第34回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなつておりますので議事進行については千葉会長にお願いいたします。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号1番 中川委員、同じく議席番号3番 梅津委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、河岸主事補を指名いたします。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号2番 坂本委員、議席番号6番 木村委員、議席番号12番 川原委員、議席番号13番 安藤委員、議席番号15番 高崎委員、本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議長	日程第5、報告第66号「第10回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願いいたします。
農地部会長	第10回 農地部会会議結果報告書。 農地部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。 令和7年12月19日 美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一 美幌町農業委員会 会長 千葉正美 様 記 1 案件(1) 美幌町の賃貸料情報について 2 開催日時 令和7年12月19日 金曜日 午後1時55分から

午後2時05分

- 3 開催場所 議事堂
4 出席者 わたくしほか8名、事務局、石澤主事補
5 会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

事務局

会議結果についてご報告いたします。議案4ページをご覧願います。（1）「美幌町の賃貸料情報について」、農地法第52条では「農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされており、毎年1回公表しています。今回は令和7年1月1日から12月31日までに許認可された賃貸料情報について、別表のとおり公表してよろしいか農地部会にて諮り承認されております。別表については参考資料の1ページをお開き願います。表題は美幌町の賃貸料情報となっており、美幌町で実際に契約された農地の賃貸料（10a=1反当り）でございます。公表しますのは参考資料の2ページに掲載しております表でございます。表の見方ですが左端に「田」と「畠」の2段書きで各地区を掲載しております。一番下の※印になります。「集計に当たっては調整前の平均値の170%以上と30%以下の賃料は除外しています」という意味はその地区的平均的な相場に比べ極端に高い金額と安い金額は適正な目安となる金額を町民の皆様に情報提供する意味においてその妨げとなることから除外しておりますという意味でございます。議案4ページにお戻りください。集計しているデータは農用地利用集積等促進計画による賃貸借の賃料、農地法第3条による賃貸借のうち、個人が法人に貸付している場合の賃料は除外しています。これは個人間の賃料は土地の所在地区の状況により出し手と受け手の両者で協議して決めるのが一般的でありますが、個人が法人に貸付している場合は両者で協議するというよりは個人側で決めている場合がほとんどで参考にならないため、そのデータは除外しております。なお、この公表する賃貸料はあくまで町民の皆様に参考、目安にしてもらうためのもので、農業委員会がこうしてくださいと指定する金額ではないことを補足させていただきます。また、本総会でご承認いただきましたら町のホームページで公表いたします。以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長

ご異議なしと認め、報告第66号「第10回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定をいたします。

議長

日程第6、議案第129号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
内容番号45号。

事務局

内容番号45号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が北海道農業公社に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は美禽の〇〇さん、賃借人は美禽の〇〇さん、土地の所在地は美禽〇〇番〇他計4筆、面積は合計〇〇m²、契約期間は令和7年1月25日から令和8年1月24日までの5年間、合意解約年月日は令和8年1月1日、土地引渡日は令和8年1月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長	ご異議なしと認め、内容番号45号は適當と認めます。 内容番号46号。
事 務 局	内容番号46号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃借人の経営移譲に伴い、賃貸人が北海道農業公社に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は網走市の○○、賃借人は美和の○○さん、土地の所在地は美和○○番○他計8筆、面積は合計○○m ² で土地明細につきましては議案7ページをご覧願います。契約期間は令和5年2月28日から令和10年2月29日までの5年間、合意解約年月日は令和8年1月1日、土地引渡日は令和8年1月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりませんので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号46号は適當と認めます。 内容番号47号。
事 務 局	内容番号47号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について、賃借人の経営移譲に伴い、賃貸人が北海道農業公社に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は福住の○○さん、賃借人は福住の○○さん、土地の所在地は福住○○番○他計15筆、面積は合計○○m ² で土地明細につきましては議案7ページをご覧願います。契約期間は令和5年5月26日から令和8年5月31日までの3年間、合意解約年月日は令和8年1月1日、土地引渡日は令和8年1月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりませんので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号47号は適當と認めます。 内容番号48号。
事 務 局	内容番号48号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について、賃借人の経営移譲に伴い、賃貸人が北海道農業公社に賃貸するため、合意解約するものでございます。賃貸人は豊幌の○○さん、賃借人は豊幌の○○さん、土地の所在地は豊幌○○番○他計5筆、面積は合計○○m ² でございます。契約期間は令和5年11月28日から令和10年11月30日までの5年間、合意解約年月日は令和8年1月1日、土地引渡日は令和8年1月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりませんので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号48号は適當と認めます。 議案第129号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認

について」は適當と認めることに決定を致します。

議長	日程第7、議案第130号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 内容番号236号から237号は関連がございますので一括上程いたします。
事務局	議案第130号 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては売買が2件、賃貸が17件、使用貸借が2件となっております。 それでは内容番号236号から237号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は美禽の○○さん、所有権の移転を受ける者は美禽の○○さんでございます。土地の所在地は美禽○○番○他計4筆、面積は合計○○m ² 、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
4番	内容番号236号から237号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが貸付していた農地を処分するため、○○さんに売買するものです。○○さんは家族3人で小麦、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号236号から237号は適當と認めます。 内容番号238号から239号は関連がございますので一括上程をいたします。
事務局	内容番号238号から239号についてご説明いたします。参考資料は5ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号238号 利用権の設定をする者は美禽の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号239号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は美禽の○○さんでございます。内容番号238号及び239号に係る土地の所在地は美禽○○番○、面積は○○m ² 、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
4番	内容番号238号から239号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは家族3人で水稻、小麦、人参、花卉を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号238号から239号は適當と認めます。 内容番号240号から241号は関連がございますので一括上程をいたします。
事務局	内容番号240号から241号についてご説明いたします。参考資料は6ページをご

覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号240号 利用権の設定をする者は網走市の〇〇、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号241号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は美和の〇〇さんでございます。内容番号240号及び241号に係る土地の所在地は美和〇〇番〇他計8筆、面積は合計〇〇m²で土地明細につきましては議案18ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

8 番 内容番号240号から241号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は経営移譲に伴い、農業公社を経由した賃貸借に切替た案件です。〇〇さんは家族3人で小麦、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号240号から241号は適当と認めます。
内容番号242号から243号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局 内容番号242号から243号についてご説明いたします。参考資料は7ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号242号 利用権の設定をする者は網走市の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号243号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は田中の〇〇さんでございます。内容番号242号及び243号に係る土地の所在地は田中〇〇番〇他計7筆、面積は合計〇〇m²で土地明細につきましては議案18ページから19ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

3 番 内容番号242号から243号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で馬鈴薯、青果を作付けし、堅実に営農されておりでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号242号から243号は適当と認めます。
内容番号244号から245号は関連がございますので一括上程をいたします。

事 務 局 内容番号244号から245号についてご説明いたします。参考資料は8ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号244号 利用権の設定をする者は美富の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号245号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は日並の〇〇さんでございます。内容番号244号及び245号に係る土地の所在地は日並〇〇番〇、面積は〇〇m²、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4

項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

19番 内容番号244号から245号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは家族2人で畑作4品、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号244号から245号は適当と認めます。
内容番号246号から247号は関連がございますので一括上程をいたします。

事務局 内容番号246号から247号についてご説明いたします。参考資料は9ページ及び10ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。
内容番号246号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は稻美の○○さんでございます。土地の所在地は稻美○○番○他計5筆、面積は○○m²、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。内容番号247号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は稻美の○○さんでございます。土地の所在地は稻美○○番○、面積は○○m²、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

5番 内容番号246号から247号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は11月総会において○○さんと○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが貸付事業で10年間借りるものです。○○さんは家族4人で小麦、豆類、青果、デントコーンを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号246号から247号は適当と認めます。
内容番号248号。

事務局 内容番号248号についてご説明いたします。参考資料は11ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は稻美の○○さんでございます。土地の所在地は稻美○○番○他計3筆、面積は○○m²、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

5番 内容番号248号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は11月総会において○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが貸付事業で5年間借りるものです。○○さんは家族4人で肉用牛を肥育されるほか、小麦、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号248号は適当と認めます。
内容番号249号から250号は関連がございますので一括上程をいたします。

事務局

内容番号249号から250号についてご説明いたします。参考資料は12ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号249号 利用権の設定をする者は福住の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号250号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は福住の〇〇さんでございます。内容番号249号及び250号に係る土地の所在地は福住590番3他計15筆で土地明細につきましては議案19ページをご覧願います。面積は〇〇m²、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

10番

内容番号249号から250号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は経営移譲に伴い農業公社を経由した賃貸借に切替た案件です。〇〇さんは家族5人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号249号から250号は適当と認めます。
内容番号251号から252号は関連がございますので一括上程いたします。

事務局

内容番号251号から252号についてご説明いたします。参考資料は13ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による使用貸借案件でございます。内容番号251号 利用権の設定をする者は江別市の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号252号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は美富の〇〇さんでございます。内容番号251号及び252号に係る土地の所在地は美富〇〇番〇他計2筆、面積は〇〇m²、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

17番

内容番号251号から252号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、来年度に売買を予定しているため、使用貸借として更新するものでございます。〇〇さんは家族4人で畑作3品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号251号から252号は適当と認めます。
内容番号253号から254号は関連がございますので一括上程をいたします。

事務局

内容番号253号から254号についてご説明いたします。参考資料は14ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号25

3号 利用権の設定をする者は豊幌の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号254号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は元町の〇〇さんでございます。内容番号253号及び254号に係る土地の所在地は豊幌〇〇番〇他計5筆、面積は〇〇m²、賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

14番

内容番号253号から254号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は経営移譲に伴い農業公社を経由した賃貸借に切替た案件です。〇〇さんは家族4人で畑作3品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号253号から254号は適当と認めます。
内容番号255号から256号は関連がございますので一括上程をいたします。

事務局

内容番号255号から256号についてご説明いたします。参考資料は15ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号255号 利用権の設定をする者は美富の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号256号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は登栄の〇〇さんでございます。内容番号255号及び256号に係る土地の所在地は登栄〇〇番〇内、面積は〇〇m²、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年2月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

14番

内容番号255号から256号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作3品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号255号から256号は適当と認めます。
議案第130号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は承認することに決定をいたします。

議長

日程第8、議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。
内容番号86号。

事務局

今月の案件は全2件で内容につきましては売買が1件、賃貸が1件でございます。それでは内容番号86号についてご説明いたします。参考資料は17ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は大空町の〇〇さん、譲受人は大空町の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊岡〇〇番他計3筆、面積は合計〇〇m²でございます。申請

		理由は売買、権利の種別は所有権でございます。参考資料18ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
9 番 議 長	内容番号86号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化し、意欲的に営農されておりまのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを昨年12月8日、坂本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。 ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)	
議 長	ご異議なしと認め、内容番号86号は適当と認めます。 内容番号87号。	
事 務 局	内容番号87号についてご説明いたします。参考資料は19ページをご覧願います。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は駒生の〇〇さん、借受人は駒生の〇〇さんでございます。土地の所在地は駒生〇〇番〇他計9筆、面積は〇〇m ² で、土地明細につきましては議案21ページをご覧願います。申請理由は賃貸借、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料20ページの調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。	
11 番 議 長	内容番号87号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月29日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。 ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)	
議 長	ご異議なしと認め、内容番号87号は適当と認めます。 議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。	
議 長	日程第9、議案第132号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。 内容番号23号。	
事 務 局	内容番号23号についてご説明いたします。参考資料は22ページをご覧願います。本件は農家住宅建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は美富の〇〇さん、土地の所在地は美富〇〇番〇、面積は〇〇m ² 、農地区分は都市計画区域外の第2種農地でございます。転用目的は農家住宅建築、計画の概要は住宅面積が92m ² 、通路等162m ² 、工事期間は許可日から令和8年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。	
17 番	内容番号23号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は既存住宅が	

	<p>手狭になっているため、住宅を新築するものでございます。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると昨年12月8日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号23号は適當と認めます。 議案第132号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適當と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第133号「現況証明願について」を議題といたします。 内容番号39号。</p>
事 務 局	<p>内容番号39号についてご説明いたします。参考資料は25ページをご覧願います。所有者及び願出人は美富の〇〇さんでございます。土地の所在地は美富〇〇番〇、面積は〇〇m²、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。</p>
17番	<p>内容番号39号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、住宅までの通路となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを昨年12月8日、安藤委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号39号は適當と認めます。 議案第133号「現況証明願について」は申請どおり適當と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第11、協議第20号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題といたします。</p>
事 務 局	<p>協議第20号についてご説明いたします。本件は1月9日付で美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外が2件でございます。それでは除外の内容番号13号についてご説明いたします。参考資料は22ページをご覧願います。本件は先の議案第132号 農地法第4条許可申請の内容番号39号でご審議いただいた案件でございます。申請者は美富の〇〇さん、土地の所在地は美富〇〇番〇、面積は〇〇m²で申請理由は農家住宅建築のためございます。続いて除外の内容番号14号についてご説明いたします。参考資料は27ページをご覧願います。申請者は豊幌の〇〇さん、土地の所在地は豊幌〇〇番〇内、面積は〇〇m²で申請理由は農家住宅建築のためございます。今後の予定ですが、本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

議 長	ご異議なしと認め、協議第20号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第34回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。
議 長	ご苦労様でした。

閉会 午後2時14分

令和8年1月26日開催の第34回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないと認め、美幌町農業委員会総会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議長

署名委員

署名委員